

参考 3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成29年3月31日現在

*※1 南相馬市平成24年3月30日付け指付により設定された帰還困難区域に限る。、川俣町(山木屋の町域に限る。)、宮町、大町、双葉、溪渡、荒尾村(平成25年3月31日付け指付により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年2月7日付け指付により設定された帰還困難区域に限る。)、宮町(平成25年2月7日付け指付により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成24年11月20日付け指付により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年2月7日付け指付により設定された帰還困難区域に限る。)

*福島県いわき市・郡山市、岩手県一関市原子力発電所から半径20キロメートル圏内に区域を定め、「川内市、市道・船橋町・道場町・船橋町・中字小坂及び宇摩美、常葉町大坂、常葉町山根」に並んで「福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域」の一部となる。
田代市、郡道・船橋町・道場町・船橋町・中字小坂及び宇摩美、常葉町大坂、常葉町山根並に「川内市第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域」の一部となる。
田代市、郡道・船橋町・道場町・船橋町・中字小坂及び宇摩美、常葉町大坂、常葉町山根並に「福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域」の一部となる。
南相馬市（平成24年3月15日付で表示により除外）は、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内に区域を定め、「南相馬市」の一部となる。
大熊町（平成24年3月15日付で表示により除外）は、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内に区域を定め、「大熊町」の一部となる。
猪俣町（平成24年3月15日付で表示により除外）は、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内に区域を定め、「猪俣町」の一部となる。

字除を区画(「城隈」)する。下井川、小坂、溪谷、高木、大字(田代、字森森)、字合東(寺内)と字南(前川の区域に限る)。高(字)町、字内(字乳、字北原、字辰坂現、字室部、字留、字南原、字御宿現、字平、字大久保、前川、字木内(及)字高木(の区域に限る))。及び(字田和、字舟原の区域に限る)。(の区域に限る)。並に(市内)有林地森林管理署2004林班までと208林班まで、2088林班までと2102林班までと2140林班までと2193林班までと2120林班までと2130林班までと2167林班の区域に限る)。伊豆市(旧坂井村、旧沢村、旧大庭村、旧柏原村、旧国小山郡(及)月日郡の区域に限る)。本庄市(白岳白石の区域に限る)。川俣町(山県郡(並)に山内国有林有林地森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班までと2321林班までと2322林班の区域に限る)。

※5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く/区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、猪苗田町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く/区域に限る)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く/区域に限る)、東郷町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く/区域に限る)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く/区域に限る)、川村町(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、葛岡町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く/区域に限る)、及び飯坂町(平成24年1月15日付け指示により設定された

福島県郡山市・除く(区域に限る)
※福島県郡山市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、猪苗代町・富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、大熊町(平成24年3月30日付け指示により設定された福島原発避難区域を除く(区域に限る))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された福島原発避難区域を除く(区域に限る))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された福島原発避難区域を除く(区域に限る))、川俣町(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、葛尾村(平成25年8月7日付け指示により設定された福島原発避難区域を除く(区域に限る))及び猪苗代町(平成24年6月15日付け指示により設定された福島原発避難区域を除く(区域に限る))

※福島県困難区域市(平成24年3月10日付け指⽰により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指⽰により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、猪俣町、富岡町(平成25年3月7日付け指⽰により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、郡山市(平成25年3月7日付け指⽰により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指⽰により設定された避難困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指⽰により設定された避難困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成26年3月7日付け指⽰により設定された避難困難区域を除く区域に限る。)、楢葉町(平成26年5月7日付け指⽰により設定された避難困難区域を除く区域に限る。)、以及郡山市(平成24年2月16日付け指⽰により設定された福島第一原発事故による避難困難区域を除く区域に限る。)、喜多方市(平成24年2月16日付け指⽰により設定された福島第一原発事故による避難困難区域を除く区域に限る。)、以及郡山市(平成24年2月16日付け指⽰により設定された福島第一原発事故による避難困難区域を除く区域に限る。)

*10 猪苗代町において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く)及び畜産場への出荷を差し控えるよう要請

※11 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、岩瀬町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年3月31日現在

青森県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、 陸上町 (ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類		平泉町 原木シイタケ(露地栽培) 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) 原木クリタケ(露地栽培) 一関市、奥州市 原木ナメコ(露地栽培) 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 キノコ類(野生のものに限る。) 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町 タケノコ 一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市 コシアブラ 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町 ゼンマイ 一関市、奥州市、住田町 セリ(野生のものに限る。) 奥州市 ワラビ(野生のものに限る。) 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
		クロダイ 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 イワナ(養殖を除く。) 砂鉄川(支流を含む。)
		牛の肉* 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 シカの肉 全域 クマの肉 全域 ヤマドリの肉 全域
宮城県		出荷制限
野菜類		石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、富谷町、色麻町 仙台市、氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、 大衡村 、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) キノコ類(野生のものに限る。) 仙台市、栗原市、大崎市、村田町 タケノコ 栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。) クサソテツ(こごみ) 気仙沼市、栗原市 クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。) 大崎市 コシアブラ 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町 ゼンマイ 気仙沼市、大崎市、丸森町 タラノメ(野生のものに限る。) 気仙沼市、栗原市、大崎市
		クロダイ 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 イワナ(養殖を除く。) 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、瀧川及びその支流並びに瀧川4号堰堤の上流を除く。)
		アユ(養殖を除く。) 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。) ヤマメ(養殖を除く。) 白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) ウゲイ 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
		牛の肉* 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 イノシシの肉 全域 クマの肉 全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類		土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く) 茨城町 タケノコ 北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町、利根町 コシアブラ(野生のものに限る。) 日立市、常陸太田市、常陸大宮市
		水産物 アメリカナマズ(養殖を除く。) 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 肉 ウナギ 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
		イノシシの肉 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年3月31日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請